



鳥取県公報

平成 19 年 6 月 19 日 (火)
第 7 8 9 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (529) (福祉保健課) 2
	国土調査の成果の認証 (530) (耕地課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (531~533) (森林保全課) 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (534) (治山砂防課) 5
	土地改良事業の工事の完了 (535) (中部総合事務所農林局) 6
	土地改良区の役員の退任 (536) (西部総合事務所農林局) 6
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林保全課) 6
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 8

告 示

鳥取県告示第 529 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成19年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人境港市社会福祉協議会	境港市竹内町40	社会福祉法人境港市社会福祉協議会福祉用具貸与事業所	境港市竹内町40	介護予防福祉用具貸与	平成19年3月1日

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町122	ケアプランセンター蔵まち	倉吉市幸町529	平成19年4月1日
有限会社清水	鳥取市国府町糸谷8-3	もみじ薬局介護支援事業所	鳥取市国府町宮下1165-3	平成19年4月16日

鳥取県告示第 530 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥 取 市	平成17年度から平成18年度まで	鳥取市（正蓮寺及び雲山の各一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市正蓮寺及び雲山の一部	平成19年5月30日
倉 吉 市	〃	倉吉市（関金町堀の一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市関金町堀の一部	〃
八 頭 町	〃	八頭町（西谷及び見槻の各一部）の地籍図及び地籍簿	八頭町西谷及び見槻の一部	〃

〃	〃	八頭町(大坪の一部)の 地籍図及び地籍簿	八頭町大坪の一部	〃
江 府 町	〃	江府町(大字貝田の一 部)の地籍図及び地籍簿	江府町大字貝田の一 部	〃

鳥取県告示第 531 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八頭町覚王寺字大瀧374、字奥大瀧421の1、421の3、422の1から422の3まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 532 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八頭町佐崎字懸橋16、17、17の1、字上野91の1、字前河原138、字椎ノ木鼻258、字睦久目364、365、366の1から366の3まで、375の1、375の2、383の2、504、504の1、字背戸山402の1、423、423の3、441、字西ヶ谷424、424の1、424の3から424の5まで、424の10から424の13まで、424の15から424の25まで、424の27から424の31まで、424の36、424の37、424の39から424の44まで、424の46、424の48、424の49、424の55から424の59まで、424の61から424の68まで、424の71、424の72、424の74、424の76から424の83まで、424の85、424の86、424の88から424の90まで、424の95、424の97、424の98、字西ヶ谷西平425、426、426の1から426の7まで、426の9から426の25まで、字西ヶ谷口427、字背戸山平428から438まで、445、445の1、447、字大平448の1、448の2、449、450、450の1、450の2、451から453まで、字椎ノ木鼻平455、457の1、457の2、字丸山

472、字西谷東平477、477の2から477の4まで、478から483まで、字大杉原484、484の3から484の6まで、484の10、485、486、490、491、字深サコ山494の3、494の4、495の2、字深サコ496、497の1、498、字上野平499、509、510、512、518、字上エノ山524から528まで、字トフキングギ529、530、531の2、字亀ノ甲山534の1、534の3から534の6まで、字懸橋谷536、536の1、537から539まで、541の2、字懸橋山544、544の1から544の17まで、544の20、544の21、545、字清水谷546、546の1から546の6まで、546の8、546の9、547、548、551から553まで、630、630の1、630の2、字池尾555、555の1から555の20まで、556の1、557から560まで、560の1、561、631、631の1から631の6まで、632、632の3、632の5、632の6、632の8、632の10、633、633の1、633の2、字大谷口562の1、563の1、563の2、564、566の1、569の1、571の1、字上河原572の1、573の1、573の2、字向イ河原591の1、591の3、592の1、592の2、593の2、594の1、595の1、595の4、595の5、596、597、598の1、字草谷599の1、599の2、599の4、600の1、601から603まで、604の1、604の2、605の1から605の3まで、字前河原山606の1、606の2、607の1、608の1、609の1、610の1から610の4まで、611、611の1、612の1、612の2、613、字上河原山614の1、614の2、617、617の1、618の3から618の11まで、620の1から620の4まで、字ハセ尾622、622の1から622の4まで、622の6から622の13まで、字水ノ元623、624、624の2から624の6まで、字坂中625、625の1、625の2、625の4から625の6まで、625の8、625の10、625の11、626の1、626の3から626の8まで、627、627の3、627の6、627の7、629、629の1から629の3まで、629の5から629の7まで、字大馬小屋628の1、628の2、字キダハシ634、634の1から634の6まで、634の9、634の11から634の18まで、字キジガ尾635の5から635の8まで、635の14、635の16、635の18、字畑ノ尾636、636の1から636の15まで、636の17から636の20まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 533 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字口波多字芝途421の1、421の2、字下田山422、字ヨフセ谷426、428、字粟谷436の1、438、439、字芦谷平447の1、450の1、450の2、451、452、454、455、457、458、461、462、字坂ノ谷471から475まで、477、478の1、480、481の2、484の2、485から487まで、489の1、490、492、496、498の1、499から505まで、508、509、511、512、514から516まで、字大谷537の1、540、542、542の1、544の1、545、546の1、547、556、557、565の2、569から571まで、579、583、字上コフヘイ594、595の1、596の1、596の2、599、字ヒジリカ谷600、字東谷603の1、603の2、604、606、609の1、609の2、610、612の1、612の2、字

ホソ途616、618、624、字横路ノ上626、字下小谷634の1、634の2、636、638、638の1、639の1から639の3まで、字笹尾650、字津田667から672まで、674、675、677、679の1、679の2、680、681、683、684、685の1、685の3から685の5まで、685の8から685の10まで、685の12から685の23まで、685の25から685の44まで、693の1から693の3まで、698、700の2、703の1から703の3まで、714の2、717、718の2、726、728、729、730の1、730の2、734、738、字向阪744の1、744の4、745の1、748、字北谷750、752から755まで、760、761、768、770、字ミソギ774の1、774の2、777の1、777の2、778

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 534 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 6 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

長郷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 11 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 11 号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
岩美郡岩美町大字長郷字下長郷 116-2 地先	1 号
岩美郡岩美町大字長郷字下長江 244-2	2 号
岩美郡岩美町大字長郷字下長江 244-2	3 号
岩美郡岩美町大字長郷字下長江 244-2	4 号
岩美郡岩美町大字長郷字下長江 244-2	5 号
岩美郡岩美町大字長郷字下長江 244-2	6 号
岩美郡岩美町大字長郷字下長江 243-1	7 号
岩美郡岩美町大字長郷字下長江 243-1	8 号
岩美郡岩美町大字長郷字下前田 339	9 号
岩美郡岩美町大字長郷字下長郷 119-4	10 号
岩美郡岩美町大字長郷字下長郷 116-2	11 号

鳥取県告示第 535 号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 19 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営畑地帯総合整備事業加勢蛇西地区農業用排水施設、農道整備、暗渠排水	平成19年3月30日

鳥取県告示第 536 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり箕蚊屋土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 19 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

退任した役員の氏名及び住所

理事 勝 部 宏 二 西伯郡伯耆町遠藤44

平成19年5月31日退任

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 6 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 6 月 1 日付鳥取県告示第 490 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

上山 泰弘	八頭郡八頭町西谷字城ノ谷 643 の 5
上山 美絵	〃
上山 朋香	〃

山根 倫雄	八頭郡八頭町西谷字城矢白 644 の 9
山本 潔	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 八頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 19 年 6 月 19 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成 19 年 7 月 9 日 午前 10 時から午後 4 時まで	米子市上福原 1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂 の各警察署の管内に居住す る者
経験者講習		平成 19 年 7 月 25 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	倉吉市清谷町一丁目 10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警 察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 5 時間

- イ 経験者講習 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 考査
初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 5 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 6 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料
 - ア 初心者講習 6,800円
 - イ 経験者講習 3,000円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 7 携行品
筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 借入物品の名称及び数量
X線マイクロアナライザ 一式
 - (2) 借入物品の仕様
入札説明書による。
 - (3) 借入期間
平成19年9月1日から平成25年8月31日まで
 - (4) 納入期限
平成19年8月31日（金）
 - (5) 納入場所
入札説明書による。
 - (6) 入札方法
入札金額は、(1)に掲げる物品の借入れに係る1月当たりの単価を記載すること。
なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち、リース・レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年6月29日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成19年6月19日（火）から同年7月30日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（内線2225）

- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成19年6月19日（火）から同月27日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年7月30日（月）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月27日（金）午後5時までとする。）

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成19年7月12日（木）午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める入札金額に72月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める契約金額に72月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : • Electron Probe X-ray Microanalyzer, 1set

(2) July 12, 2007 3:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 30, 2007 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

July 27, 2007 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Finance Division, Tottori Prefectural Police Headquarters

1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8520 Japan

TEL 0857-23-0110 ex.2225